

三木城下町地区歴史的景観形成地区

■景観形成地区とは

兵庫県の景観条例に基づき、優れた景観を創造または保全する必要がある地区として指定するもので、その地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めます。

令和5年7月1日以降に

■地区内で建築物等の新築、増改築等をされる方へのお願い

①景観形成基準に基づいた建築物の建築

建築物などの規模、意匠、材料、色彩に関するルールへの配慮をお願いします。

②届出手続

次のような行為をするときは届出が必要です。

①建築物等の新築、増改築、移転、修繕、模様替え、色彩または意匠の変更、除却

②自動販売機の設置

※通常の管理行為、外観の変更を伴わない修繕、危険防止のための応急措置等は、届出不要です。

■景観まちづくりの支援(令和5年4月1日改正)

補助率：1 / 3 基本上限額：150万円※

※景観形成支援事業評価・助言委員会の審査により最大330万円

助成項目	補助率	補助上限額※2)
伝統工法・意匠による歴史的景観の形成に資する修景工事費※1) (例) 和瓦葺き屋根、漆喰壁、土壁、板張壁ほか	1/3	150万円 (330万円)
設計費 (基本・実施・工事監理含む)	1/3	30万円 (60万円)
合計補助上限額※3)		150万円 (330万円)



※1)工事費は、建物、門扉、その他(垣、柵、擁壁等の外観)を含む

※2) () 括弧書きは景観形成基準を厳守したもの等で「景観形成支援事業評価・助言委員会」の審査で妥当と判断されたものの補助上限額

※3)補助額は、項目ごとと合計額の両方で上限額を設定

■(参考)芝町・平山地区景観形成等住民協定区域内における助成

外観の工事費の1/4、上限75万円 ※三木市からも同様の助成が受けられます。

【住民協定区域および景観形成地区の両方に指定されている場合の助成】

助成は、住民協定、景観形成地区のどちらか一方になります。

一部の場合を除いて、住民協定の助成額の方が大きくなります。

～助成の活用を検討される場合は、事前にご相談ください～

【問合せ先】

三木市役所 都市政策課 都市計画係

0794-82-2000 / toshiseisaku@city.miki.lg.jp

詳しくはこちら
(三木市HP)

